

武藏国における天保国絵図の調査過程

重田正夫

はじめに

県内の名主文書を調査していると、天保七年七月頃の日付で、美濃紙一枚程度の大きさに簡潔に描かれた村絵図を見かけることがよくある。これは、江戸幕府が天保年間に実施した国絵図調査の際に村方で作成した絵図の控である。国絵図は、幕府が、慶長・正保・元禄・天保と四回にわたり全国の大名に命じて調査・献上させたもので、地理学（地図史）の一分野として、また近年では日本近世史のなかでも多くの研究が積み重ねられてきた。⁽¹⁾ こうした中で、本稿は武藏国における天保国絵図の調査過程とその特色を、在地の史料から明らかにすることを目的とする。

天保国絵図の作成過程の究明に本格的に取り組んだのは川村博忠氏⁽²⁾で、萩藩・金沢藩・秋田藩などの史料を具体的に分析し、正保や元禄と比較して天保国絵図作成事業の特色を、つぎのように明らかにした。すなわち、①天保二年からの郷帳（石高）調査と、それが完了して同六年からの国絵図調査と二段階に行つた。②石高については改出頃に、各村が元禄以降の枝郷・新田、往還や川筋などの変更を文書で

は各領主から幕府（勘定所）へ所領村々の石高を書き出させ、国絵図は幕府が支給する元禄国絵図の写に変化のあつた部分を懸紙で修正された。④これらをもとに新たな郷帳および国絵図の作成作業は、幕府勘定所で一括して行つた、などである。そして、天保国絵図事業は、元禄以来一三〇年ぶりに「諸国生産力の現状掌握」と「幕府威信の回復」を目指した大事業であつたが、石高調査においては藩側の思惑もあり必ずしも幕府の意図は貫徹しなかつた、と指摘した。

同じ頃、藤田覚氏は、新発田藩と仙台藩の国絵図調査過程を幕府との対応を中心に詳細に検討した。⁽³⁾ 両藩では、幕府から支給された元禄国絵図の写をもとに、その後に変化のあつた部分だけを「掛紙」で修正して幕府に提出した。それゆえ、天保国絵図の史料的価値には疑問を呈し、それに先行する郷帳調査に関心を寄せていく。

こうした、幕藩レベルでの天保国絵図研究に対し、村落からの視点を導入したのが小野田一幸氏で、近江国蒲生郡や栗太郡など支配の錯綜した地域での実態を解明しようとした。⁽⁴⁾ この地域では天保八年四月頃に、各村が元禄以降の枝郷・新田、往還や川筋などの変更を文書で

届け出で、さらに村々の惣代が定められた時期に、国絵図改訂調査を担当する膳所藩郡方役所に出頭し、説明することを命じられている。しかし、村絵図作成に関する言及はみられない。

ついで杉本史子氏が、郷帳については幕府の基本法令に基づき、国絵図については武藏・下総などについて、在地の史料も含めより詳細に跡づけた⁽⁵⁾。その結果、郷帳の調査においては、新田改出高だけでなく、見取場・流作場など「高外」の生産力不安定耕地までも調査の対象にしていたことに注目した。一方国絵図の作成については、「関東では、天保七年六月から十月頃を中心に、担当の幕府代官・藩は、配下を廻村させ、国絵図作成のために証文付きの村絵図・組合村絵図を提出させるなど念入りな調査を行つたこと」を明らかにした。武藏国では、本稿でも検討する秩父大宮郷の事例が取り上げられている。

武藏に隣接する上野国については、千川明子氏の研究がある⁽⁶⁾。それによると、緑野郡三波川村では、天保八年六月に調査を担当する安中藩役人から修正用の切絵図と一三箇条の指示が与えられた。作業の内容は、切絵図として渡された元禄図と比較し変化の箇所を示すことにあつたが、大勢に影響のない限り元図が生かされたという。

近年では、畿内の和泉・播磨両国の御三卿領と河内国を対象とし、村方史料を本格的に活用した福島雅蔵氏の研究がある⁽⁷⁾。いずれも石高調査も含む詳細な内容であるが、ここでは国絵図調査に絞つて内容を紹介する。和泉国の清水領では、天保七八月十四日に元禄以降の「地模様之変化」を書き出すように命じたが、実際の作業は翌八年三月に

なつてからであつた。現地調査は大庄屋取締役が当たり、村絵図の作成方法について詳細な指示が与えられた。作成された絵図はいつたん清水家役所に集められ、改めて当国の国絵図調査を担当した岸和田藩役所に提出されたようである。同國一橋領の村々では、絵図の雛形を作成し、岸和田藩役所の内覽を得た上で村々に触れ流し、絵図を作成⁽⁸⁾。そして、福島氏はこれら村絵図の作成が天保十四年からはじまる「御料所改革」につながるものと位置づけた。一方河内国では幕府の大坂代官二名が調査に当たり、天保七年十一月に国絵図調査の触書が出た。錦部郡では一三か条からなる詳細な郡絵図作成要領が示され、茨田郡では郡内の村々を八組に分け惣代庄屋が作成に当たり、翌八年三月には一郡あるいは数郡をまとめた郡絵図を提出している。但し、河内国では村絵図についての言及はない。この他、播磨国龍野藩領でも天保八年二月に国絵図の調査が行われ、翌三月付の村絵図が各地に残されている⁽⁹⁾。

本稿では、直接的には杉本史子氏の成果を受け継ぎ、武藏国を担当した幕府代官それぞれの廻村調査と地域の対応を、調査の実施組織となつた改革組合や藩の動向に注意しながら、できるだけ具体的に究明し、実態を明らかにすることを目的とする。さらに、熊谷宿北組改革組合惣代を勤めた東家文書に残された二〇枚の村絵図と一枚の組合村絵図を素材に、この調査の過程で作成された絵図の内容を、代官が示した雛形などの関連で考察する。なお、従来の天保国絵図調査の研究は、郷帳・村高調査とセットで行うのが一般的であったが、本稿で

武藏国における天保国絵図の調査過程

は、幕府代官の調査や絵図に重要な関心があるので、とりあえず国絵図調査のみを対象とする。

一 幕府法令の伝達

中奥御小性衆

大沢主馬

明楽飛驒守

幕府が天保国絵図の作成（元禄国絵図の改訂）を命じたのは天保六年十二月で、そのときの申渡は二通ある⁽⁹⁾。一通の申渡（A令）は、元禄の国絵図と郷帳の作成から年月が経ち、天保二年からの石高調査もようやく完了したので、今度は国絵図の改訂をするので、他から「掛合」があつたときは、きちんと対応することを要請している。もう一通の申渡（B令）は、国絵図の改訂の命令まではほぼ同文で、それに続き、元禄国絵図の写を渡すので「往還並河岸通川筋其外新田村ニ至迄、不洩様當時地模様ニ古絵図江掛紙ニ而相直」と、国絵図の改訂方を具体的に述べ、さらに「尤私領入交り之場所者、其向々江相達置候間、夫々掛合早々取調可差出候」とある。このような文言からすれば、二つの申渡は対象（宛先）が異なつていたといえる。すなわち、B令は国絵図改訂作業を実際に行う藩などに宛てたもので、それに対し、A令はそれ以外の旗本なども含め領主層に出された調査への協力依頼といえる。この二つの申渡は、幕府代官にはこの日付で同時に渡されたが、新発田藩ではA令は天保六年十二月、B令は翌七年四月、仙台藩や対馬藩ではA令が天保七年十二月、B令はさらに一年遅れ八年四月と六月と、かなり区々であった⁽¹⁰⁾。

武藏国内では、この申渡が村方に触書として伝達されている事例が

いくつかみられる。いずれも旗本知行地で、つぎの触書は旗本金田氏から知行地の比企郡大塚村に宛てられたものである⁽¹¹⁾。

元禄度出来候御国絵図郷帳、年曆相立候ニ付、去ル卯年御国高取調被仰出候處、御調出来候ニ付、猶今般御絵図之儀茂御改被仰出、其國々城主御代官之内江調方被仰付候間、右取調ニ付其向々より可及掛合候間、差支ひ無之様可取計旨、各様御知行所村方江御申渡有之候様存候

未十二月

内容は、天保六年十二月のA令をベースに、国々城主代官へ調査が命じられたので「各様御知行所村方江御申渡有之候様存候」と、旗本宛の協力依頼文言が付け加えられている。大塚村へは、翌天保七年二月七日に他の廻状とともに伝達された。史料冒頭部分の「中奥御小性衆」と「明楽飛驒守 大沢主馬 中川忠五郎」は、申渡の包紙上書である。幡羅郡中奈良村野中家の記録に収録された申渡には、宛所が「御書院番頭衆、西丸御書院番頭衆」とあり、依頼文言も「各様御知行所方江御申渡」に続き「并御組知行所有之分江も右之段御申渡可有之候様奉存候」となつており、旗本でも役職に応じて文言を少しづつ変

えながら伝達されていたことを窺わせる。¹²さらに、多摩郡下師岡村に

伝えられた触書も同文であるが、日付が正月六日と大塚村より一月早く、「此度右別紙之通被仰渡候間、御出役等有之候節者差支無之候様可取計候」と、旗本新見藤四郎役人三名の添書がある。¹³

一方、藩領の対応については、天保七年四月二十八日に岩槻藩会所ではつぎのように触れだしている。これも、末尾の文言は異なるが、「A令を踏まえたものである。¹⁴とりわけ重要なことは、「右御調ニ付御懸り様左之通」と、武藏国の国絵図調査が中村八太夫以下四名の幕府代官に命じられたことを明記していることである。¹⁵また、寺社への配慮も言及されている。

元禄之度被差上候御國絵図鄉帳、年曆相立候ニ付、去卯年御國高取調被 仰出候處、御調出來ニ付、尚今般御國絵図之義も御改被

仰出候間、右取調ニ付并私領役場より可及懸合候間、差支無之様可取計候、右御調ニ付御懸り様左之通

二 幕府四代官による調査

(1) 伊奈半左衛門役所の担当地域

① 足立郡平柳領辻村（幕府領、川口・岩淵宿改革組合）

代官手附手代による国絵図調査の触書を最初に出したのは伊奈半左衛門役所で、天保七年六月十二日付で改革組合の親村宛てであった。つぎの史料は、幕府直轄領の足立郡平柳領辻村に対するもので、「国絵図改案文」と題した村絵図の雑形と六月十二日付の触書本文とを、

右之通り從公儀被 仰出候間、村々得其意、寺院江も申達、此上右御方々様より御尋筋等有之候ハ、御差支無之様相心得可申候、此廻状村下令受印早々順達、留より可相返もの也

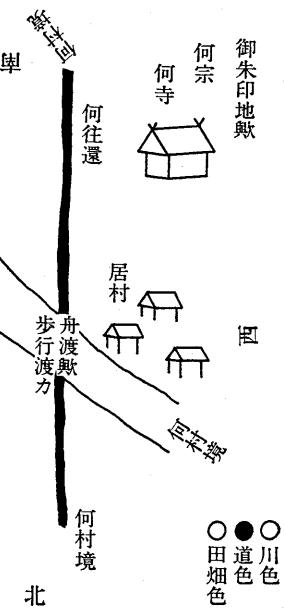
四月廿八日

岩槻会所

これより少し前、四月二十四日付で、彦根藩世田谷領上野毛村では、調査用絵図の作成単位が領分なのか村なのかを問い合わせた書状があり、国絵図調査が話題となっていたことを確認できる。¹⁶埼玉県域に領地をもつ川越藩や忍藩については、いまのところ岩槻藩が出したような史料を確認できないが、おそらく次項で検討する四代官の廻村にあわせて出された触書がこれに相当するのであろう。後述するように、多摩郡では、支配代官から調査に協力を依頼する触書が別途出されていたことも確認されている。

では、項を改めて、幕府代官による廻村調査の具体的な様子を追跡することにしよう。

【国絵図改案文】



國御料私領寺社領一円中村八太夫・山田茂左衛門・伊奈半左衛門・山本大膳江調方被仰付候ニ付、足立・横見・比企・大里・男衾・幡羅・榛沢・那賀・児玉・賀美郡村々は、当役所ニ而取調候條、近々手附手代廻村いたし候間、得其意、組合村々江通達いたし、別紙案文之通、一村限絵図取調置、廻村先江差出、川道筋其外見分之節は勿論、都而差支無之様可取計候、廻状村下令請印、刻付ヲ以順達、從留出役之もの江可相返者也

申六月十二日 伊奈半左衛門役所

御改革組合親村

武州足立郡千住宿 高野村 草加宿

小深作村 大門宿 鳩ヶ谷宿 川口宿

右宿村々名主年寄

追而、来ル十五日頃出立、千住宿手始之積リ、廻村順之儀は

触ニ而承知いたし、人馬繼旅宿等差支無之様可取計候、以上
右之通御触有之候間、写ヲ御達申上候、以上

申六月十四日 川口宿問屋文藏

辻村 (*外一〇村略) 右村々御名主中

年寄誰印

(朱書) 「右之通、美濃紙壹枚二相認メ、他村境は別而念入可認

メ候、但村境は必ず墨引可致、御朱印地之寺社は勿論、
小地たりとも可書入」

元禄度御国絵図、其後入狂出来候ニ付、今般御改被仰出、武藏

立・横見・比企・大里・男衾・幡羅・榛沢・那賀・児玉・賀美と一〇

郡にわたる村々である。④近々手附手代を廻村させるので、各々組合村々へ通達し、別紙案文のとおり一村限の絵図面を作成し廻村先へ差し出させること。⑤川筋や道筋などの現地見分が必要な場合はきちんと対応すること、などが述べられている。

伊奈代官所の触書の特色は、村絵図の雛形が添えられていることである。書き込む内容とされているのは、村の東西南北や飛地、寺社については朱印地や宗派、居村（民家）の位置、往還や河川の流路とそれが村境で接する村名、往還と河川が交錯した箇所の舟渡または歩行渡の区別などであり、川・道・田畠については色分けが明示されている。そして、作成年月日と名主・年寄の連印が捺される。ここでは明記されていないが、一村が複数の領主に分割されている相給村落の場合でも、国絵図調査という性格から図は一村全体を描くことになる。さらに、朱書で添えられた注意書には、絵図の料紙は美濃紙一枚（二七・三×三九・四cm）で、他村との境は入念に書き込み、村境は必ず墨引し、御朱印寺社はどんな小さなものでも記入することを命じている。

その後六月二十七日に、川口宿名主文藏は組合村々へ書状を出し、来る七月朔日頃の廻村となるので各村の絵図面を提出するように依頼した。さらに、六月二十九日には、元郷村名主三右衛門と連名で、「其御村々地境」について相談をしたいので、七月朔日に「銘々御自身二絵図面持參」して川口宿名主文藏まで集会するよう依頼した。こでは、国絵図調査の眼目のひとつである村境の確認が、各村作成の絵図をもとに行われていたことがわかる。

辻村の御用留には絵図提出に関わるその後の動向は明らかでないが、七月十四日には村々絵図面臨時入用高割が徴収されているので予定通りに絵図の提出が行われたのである。因みに、臨時入用は、手代の賄入用、村役人の出勤并出府入用などを含め、合計は錢一八貫一一四文となつた。これを高割りと均等割りで負担したので、高百石につき二〇六文、村々均等割が七二五文となり、辻村では一貫四七三文を負担した。

② 足立郡代山村（旗本嶋田氏知行、大門宿改革組合）

代官手代の廻村調査については、とくに経費の節約が命じられ、足立郡代山村ではつぎのような請書を作成している。⁽¹⁸⁾

差上申一札之事

武藏国御国絵図調として今般被成御廻村候ニ付、御渡木錢米代ヲ以一汁一菜ニ御賄、所有合之品外酒喰者勿論、菜実之類ねたり候共一切差出不申、一同役人共寄合之節酒喰等いたし候儀無之、都而費相省無益之入用小前江割掛申間敷候、人足遣方者勿論、供之衆ニ至迄御慈（非力）分之儀無御座候間、且御廻村無之村々も同様相心得、聊費無之様性（精）々可取計旨被仰渡奉畏候、依之御請印差上申所如件

嶋田八郎左衛門知行所

天保七年申七月

武州足立郡代山村（*村役人名省略）

伊奈半左衛門様

手付安西鐘三郎様

武藏国における天保國絵図の調査過程

水嶋團助様

同様の請書は足立郡高畠村の若谷家文書にもあり、伊奈役所の担当地域では一般的であつたものと推測される。

(3) 足立郡中分村（旗本牧野氏知行、桶川宿改革組合）

この他、伊奈役所の実施した足立郡の調査事例としては、旗本牧野氏知行の足立郡中分村がある。ここでも、雛形を伴つた六月十二日付けの伊奈半左衛門役所の触書が残されている。⁽¹⁹⁾

(4) 比企郡大塚村（旗本金田氏知行、小川村改革組合）

同じ伊奈役所担当の比企郡大塚村では、一村単位の村絵図以外に、組合村絵図の作成が問題になつていていたことが、つぎに掲げる増尾村名主五郎兵衛の書状からわかる。⁽²⁰⁾

尚々、小組合惣代之御方ハ、猶以御取急御光來奉願上候、御

組内宜敷御頼申上候

各々様恙御平安ニ御勤役之旨、大慶至極ニ奉存候、然者元祿度御國絵図其後入狂ひ出来候ニ付、今般御改被仰出、武藏國御料私領寺社領一円、中村八太夫様・山田茂左衛門様・伊奈半左衛門様・山本大善様御調方被仰付、当郡中ハ伊奈半左衛門様御役所ニ而御調被遊候ニ付、当月廿日頃小川村へ御手附衆御廻村有之間、案文之通り村々一村毎ニ村絵図相認置、廻村先へ可差出旨御触書小川村へ到来仕候ニ付、大惣代共寄合候處、組内限り相認候積リニ付、私組内御一同村々絵図御相談之上取調相認度奉存候間、何卒御苦勞様差急之義ニ付、此狀着次第御繁多ニハ御座候へ共、其

御村々此迄御用ひ來り候村絵図御持參、私宅まで御光來之程奉候、尤御用意として御三判御持參可被下候、右申上度取急乱筆御用捨可被下候、以上

申六月廿八日

増尾村

卯下刻 名主五郎兵衛

大塚村では、伊奈役所の触書を受け、小川村組合の大惣代が協議したので、「其御村々此迄御用ひ來り候村絵図」と「御三判」（村方三役の印）を持参のうえ、出会することを依頼した。小川村組合は七つの小組合で構成され、大塚村等一二か村の大惣代は増尾村であった。⁽²¹⁾ 大塚村のその後の動きは未詳であるが、旧来の絵図をもとに改革組合村単位での絵図を作成したことが分かる。

(5) 足立郡氷川社領の村々（社領、大宮宿改革組合）

こうした改革組合の機能に依存した調査については、組合村編成の際に反撥の強かつた藩や有力寺社の強い抵抗もあつた。三〇〇石の社領をもつ武藏一宮氷川神社では、つぎのような願書を提出し、改革組合の組織を通さず、寺社奉行所への直接提出を出願した。⁽²²⁾

口上覚

元祿度御國絵図其後入狂出來候ニ付、今般御改被仰出、私近便之儀者伊奈半左衛門殿掛ニ而右御手附御手代中廻村ニ付、絵図面之儀御取調中山道大宮宿着之砌差支無之様可致旨、同宿役人共より別紙写之通御神領村役人共方江相達候旨申出候、然ル処私方之

儀者前々より都而寺社御奉行所御直之御支配を請、社領百姓願向等之儀も私より直ニ差出、人數御改之儀も御勘定所御宛所ニ認寺社御奉行所江差上、其外何方江も人別差出不申候、享和年中郡村縦（仮力）名附帳可差出旨御触有之候節も、御掛松平右京亮様江差上、去末年郷村高帳之儀も、当御奉行所江差上候ニ付、今般右村絵図之儀も、御奉行所江差上可申哉、且社中絵図面も差出候儀ニ御座候ハ、社中社領共絵図面寺社御奉行所江差上候様仕度、此段奉窺候、以上

武州一宮

神主角井出雲

寺社御奉行所

前書之通天保七申年六月廿八日、寺社御奉行井上河内守殿江窺書差上候處、此方ニ而取調候間、其内御窺可被成旨、神戸平太夫殿被申聞候事

武州一宮神主の主張は、「私方之儀者前々より都而寺社御奉行所御直之御支配を請」けているので、今回の国絵図調査でも社領の足立郡上落合村・新開村・小村田村の村絵図と高鼻村の社中絵図は、大宮宿役人ではなく寺社奉行所へ直接提出したいというものであつた。⁽²⁴⁾格式を前面に出して、伊奈役所から大宮宿（改革組合親村）という調査経路を否定したのである。先例として書き上げた「去末年郷村高帳」は、国絵図に先行して実施された郷帳調査に伴うもので、水川社領では天保五年十二月に提出している。⁽²⁵⁾さてこの口上書は、奥書のメモによる

と、六月二十八日に寺社奉行所に提出され、その場では「此方ニ而取調候間、其内御窺可被成」と、理解を示された。一方、翌七月付で社領上落合村から出された絵図面提出猶予願書には、「御國絵図面社中よりも寺社御奉行所江差出候ニ付、右社中絵図面一同寺社御奉行所江差出候哉、又者御出役様方江差出可申哉、社中より此節為御調寺社御奉行所江罷出候間、右調済ニ相成候迄、絵図面差上候儀御猶予被成下候様奉願上候」と、高鼻村の一宮社中分は寺社奉行へ直接提出することになつていたように記されている。⁽²⁶⁾

武藏国における天保国絵図の調査過程

聞合申候処、早速承知にて、尤御奉行所へ絵図面差出候様御沙汰御座候ハ、直ニ御返シ可申候由申候ニ付、別儀無引取」ということになつた。すなわち、今後の交渉で寺社奉行所へ直接提出することになったら神社側へ返却することを条件に、伊奈半左衛門手代たちに絵図面を提出したのである。その後、この件に関する史料は見当たらないので、直接寺社奉行へ提出することはなかつたのである。⁽²⁸⁾

(2) 山本大膳役所の担当地域

① 秩父郡大宮郷（忍藩領、大宮郷単独改革組合）

つぎに山本大膳の担当地域として、秩父大宮郷の事例をみておこう。大宮郷に国絵図調査の触書があったのは、天保七年六月二十日のことで、六月十三日付の山本大膳役所からの触書が届けられた。⁽²⁹⁾ それによると、山本役所の担当地域は豊嶋・入間・新座・高麗・秩父の五郡とされ、現埼玉県域の西部が中心となっていた。これらの村々の支配関係の特色は、入間郡の川越藩領と秩父郡の忍藩領という、二つの藩領村々が含まれていたことである。触書の内容は、伊奈役所とほぼ同一で、改革組合村単位で絵図を取りまとめ、廻村する手代へ提出することになつてている。この段階では、絵図の雛形は添付されていない。これと同時に、忍藩の御用番割役加藤四郎左衛門からもつぎのよくな触書が出された。

元禄之度出来候國絵図、其後入狂等有之、今般御改被仰出、武藏国御料私領寺社領共、夫々御代官所江調方被仰付、御手附御手

代廻村之上村々絵図面取調有之候間、最寄廻村先江可差出旨、且変地之様絵図ニテ難相分場所者、村限并川筋等見分有之候ニ付、差支無之様ニとの御達有之候間、得其意、一村限絵図面調置可申候、右之趣得其意、村々江可被相達候、已上

六月

右之趣相触候様被仰付候付、奉承知、絵図面等無之候ハ、早々調置候様取計可被成候

申六月廿日

忍藩では「変地之様絵図ニテ難相分場所」は「村限并川筋等見分有之候」と、現地調査を前提に「一村限絵図面」の作成を命じている。同文の触書が、秩父大宮郷の今宮坊、菌田筑前（秩父神社）、広見寺、光明寺などの寺社には六月十八日付で出されている。⁽³⁰⁾ これらの触書は、さつそく郷内の名主に伝達され、六月二十二日には村絵図取調について会合をもつた。さらに翌二十三日には、大宮郷の村役人が「絵図書」の藤石衛門を連れ、大野原村境より山田・横瀬・下影森村境を見分し絵図作成の準備に入っている。七月四日には、忍藩陣屋からも、絵図ができたら一枚提出するよう指示があった。

その後しばらく表立った動きはないが、大宮郷では絵図雛形の入手に努力していたようで、七月二十三日には、忍藩陣屋の代官をとおし、同じ忍藩領だが伊奈役所が担当する男衾郡立原村付近に出された村絵図の案文が届けられた。内容はさきにみた足立郡平柳領辻村のものと同一である。大宮郷の割役名主松本宗左衛門はさつそくつぎのよくな

添書を付け、村絵図案文を実務に当たる組合村の惣代に伝えた。

覚

今般御國絵図御改被仰出、当郡之儀者山本大膳様御掛リニ而、近々御手代様廻村御取調御座候ニ付、組合村々江通達いたし、一村毎絵図面取調置御出役様御廻村先江可差出旨、右御役所様より先日中御廻状之趣各方より早速御達被成、村々ニ而最早取調置候儀ニハ可有之候得共、絵図面大小并取調方等定而区々ニ出来候儀と相察申候、然ル處、伊奈半左衛門様御懸り之場所江ハ、別紙写之通案文ヲ以取調方御達有之候由ニ承リ候間、右振合ヲ以別段ニ一ト通村々三而取調置可然哉ニ存候、尤他之御役所より出候案文ニ付、急度此之通と申儀ニハ無之候得とも、御出役様御出之節ニ差懸り美濃紙壹枚絵図ニ致候様被仰聞候儀等も有之候而者、急ニ出来申間數候間、用意致候ハ、宜敷候半と存候間、別紙御案文之写添、此段其組合村々江早速御通達可被成候、已上

大宮郷

申七月廿三日

松本宗左衛門

与合村大惣代

横瀬村 嘉田所左衛門殿

三沢村 助次郎殿

高何程

誰御代官所歟

何村

外御朱印地

高何程 何社領歟

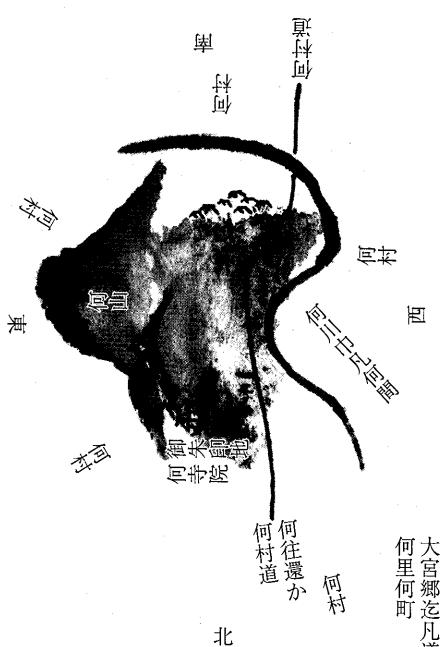
何村新田

この段階では、山本役所から村絵図の雛形が示されなかつたので、「他之御役所より出候案文」ではあるが、「絵図面大小并取調方等」が

区々にならないよう、伊奈役所の雛形により準備をしておくことに

武藏国における天保国絵図の調査過程

なつた。八月にはいると、ようやく大宮郷でも動きが活発になり、八月五日付で山本大膳手代の坂本柳左衛門・平塚健藏連名の書付が大野原村から届いた。それによると廻村は八月八日で、大宮郷と横瀬村組合村は、同日昼九つ時までに村絵図を持参するよう命じられた。この廻状には、つぎのような山本役所独自の村絵図案文が付されていた。



何之誰領分・知行歟

何国何郡何村歟 何村新田歟

年月

名主誰印

組頭誰印

百姓代誰印

朱書

一、新田之割附本村迄一紙之分ハ書出不及、全別村相成候分

而已可書出候事

一、名有る大川之分可書出、名も無之小川書出二不及、大川

ハ渡船又ハ橋成共凡間數可書出候事

一、隣村之内郡達之村ハ村名之肩江何郡と可書出候事

一、御朱印地ニ無之共隣国江名之聞へ候大地之寺社ハ可書出、

其外之寺社ハ書出ニ不及事

一、古城跡又ハ名所有之ハ可書出候事

一、高山又ハ諸国江之峰ハ山名峰名可書出候事

この雛形は、伊奈役所のものに比べ、地域の特性にも配慮し、さらに詳しく述べているようである。すなわち、調査対象に山や大宮郷までの道法、村高が加えられた。さらに、朱書の作成要領では、古城跡や名所、高山や諸国へ通じる峠なども追加され、独立の新田村については年貢割付の書き出しも命じられている。八月五日付の書付には、この雛形とともに入間郡扇町屋村から提出された「組合絵図」が見本として添えられ、「其村組合之分も右之振合ニ取調可被差出候」と、

提出を命じられた。なお、この書付の封上書には、「小絵図御用申遣候間即刻可相届事」とあり、各村絵図を「小絵図」と称していたようで、それに対応する広域図が「組合絵図」で、調査の中心となつた改革組合単位で作成したものであつた。

こうして八月八日昼八ツ時頃、御国絵図調役として山本大膳手付の坂本柳左衛門と堀江三七郎が大宮郷に到着した。小鹿野方面から来る一行を、案内役の与頭彦助が荒川の武之鼻渡まで出迎え、忍藩陣屋からも代官大熊佐平太が挨拶に出た。そして、①美濃紙一枚に認めた大宮郷の絵図面、②横瀬村外一一か村組合の各村が持参した村絵図、③横瀬村組合の「村々道順之絵図」を横瀬村の大惣代から提出した。おそらく、③が組合村絵図に相当するものであろう。また、遅れていた贊川村組合村々の絵図もここで提出された。大宮郷での調査を無事に終了した廻村役人の一行は、八月十日朝、横瀬村から飯能方面へ出立した。この国絵図御用の諸入用は、村々で高割りに負担することを命じ、出役は八月八日夕からの二泊一昼夜・四人の木錢として錢二六六文、五升分の米代金一貫文（一升一〇〇文の換算）、都合錢一貫二六六文を支払い、大宮郷役人から正式の領収書を徴収していくつた。

(2) 入間郡赤尾村（川越藩領、川越藩独自改革組合）

一方、山本役所が担当した川越藩領では、入間郡赤尾村の御用留につきのような藩の達書が収録されている。⁽³⁾

元禄度出来候国絵図、今般御改被仰出候、依之遠村之儀は御代官手附手代廻村可有之候ニ付、村絵図一村限、村境川筋又ハ道

筋大地之寺社等書人、委敷色分ケいたし、美の紙一枚ニ認メ、二
夕通早々相仕立候様可致候、且右掛、谷只市船引友八被仰付近々
出張可致候、可相成丈ヶハ、右掛両人之内出張先へ絵図面差図ヲ
受差出候様可致候、尤御城付村々之儀は、右両人より相改候間、
左様相心得、差支無之様可致候

六月廿四日 郡代所

これによると川越藩では、城付地については藩の郡代所が直接役人
を派遣して調査を実施し、遠隔地の藩領村でも事前に藩役人の差図を
受けるように指示している。絵図も幕府代官用と藩郡代所用の二通を
用意させて、つぎにみる忍藩の場合と同様である。絵図の大きさは、
美濃紙一枚で、記載内容も幕府代官の指示とほぼ一致している。川越
藩は、改革組合村の編成に強く反対し、最終的には自藩領だけの組合
村編成を認めさせており、それだけ独自の調査が行われたのではないか
と推測されるが、いまのところ史料も少なく詳細は未詳である。

(3) 山田茂左衛門役所の担当地域

① 埼玉郡大塚村（忍藩領、熊谷宿北組改革組合）

忍藩城付地である埼玉郡大塚村では、幕府の担当代官の触書より先
に、六月十六日付の忍藩代官所の廻状が、翌十七日に届いている。³³⁾ 文
面は秩父大宮郷で六月二十日に出されたものと同文である。一方、幕
府の担当代官山田茂左衛門役所からの触書は、大塚村が所属する熊谷
宿北組の改革組合年番を通して、六月二十一日夕方によく伝達さ

れた。山本大膳役所と同じ六月十三日付で、内容も伊奈役所や山本役
所とほぼ同じである。しかし、宛先は山田役所が担当する埼玉・葛飾
両郡ではなく、伊奈役所の担当である足立郡桶川宿・鴻巣宿、大里郡
熊谷宿役人となっている。これはどうしたことなのだろうか。この触
書の本文に続き、改革組合年番は、埼玉郡担当の山田茂左衛門役所よ
り依頼されたので「御改革組合限相達候」と書き添えている。このよ
うな事態の背景には、国絵図調査の担当代官は郡単位に任命されたが、
調査の実施組織とされた改革組合村は郡域を超えて編成されている、
という複雑な事情が存在した。³⁴⁾ そのため調査に当たり、郡域と改革組
合のどちらを優先させるかが問題となり、この添書でみれば実施組織
と位置づけた改革組合を優先したようにみられる。

この山田役所の触書に続き、六月二十二日には、再び忍藩代官所か
ら城付村々の調査方法についてつぎのような廻状が届いた。

此度御国絵図御改之儀、夫々御代官所江調方被 仰付、近々御手
附御手代中廻村有之候付、取調置候様其外心得方之儀此間申触候
処、埼玉郡者山田茂左衛門様御懸ニ而、御城附村々之分者御役場
ニ而取調差出候様ニと、茂左衛門様より懸合申來候間、此段相心
得、來ル廿六日迄ニ絵図面相認御勘定所江可差出候、紙之儀者上
美濃紙三而、小村者壹枚、大村者弐枚、継三枚、後ニ相認可申候、
尤茂左衛門様御役所より村々江も取調置候様達し有之候趣ニ候之
上者、是又壹枚手当致し置可申候、此廻状村下江令請印、以刻附
早々順達、留村より可相返候、以上

武藏国における天保国絵図の調査過程

六月廿二日 御代官所

これによると、城付地は藩が独自に調査するよう山田役所から依頼されたので、藩代官所は二十六日までに絵図面を藩勘定所へ提出するよう命じている。料紙は美濃紙で、小村は一枚、大村は二～三枚継とし、山田役所用の分も用意しておくことを書き添えている。こうして忍藩領村々では、国絵図調査が藩と代官（改革組合）の二つの経路で実施されていくことになる。なお、山田役所の触書にも絵図の雛形は添えられていなかつた。

しかし、七月入つてからの具体的な作業は、指示系統が一定せず、かなり混乱したようである。まず七月五日に、熊谷宿改革組合年番から「此度、御改革組合村々壱紙之絵図面差出候様被仰付候ニ付、御村々一同打合御談申度候間、先日相廻し候雛形之通壱村美の紙壱枚ニ御認メ」七日朝四ツ時に熊谷宿問屋藤四郎宅へ集会するよう依頼された。

これにより、雛形に基づき一村を美濃紙一枚に描いた村絵図と改革組合村単位の絵図を作成することになつたことが分かる。さらに七月八日、改革組合大惣代は「昨日御達申候通、村絵図壱ツ・村式枚ツ、調印いたし、今夕方迄ニ石川藤四郎方へ御出し可被成候」と、再度絵図面の提出を督促している。十日になると、今度は忍藩郡代所から「先達而差出候絵図面、別紙雛形之通不相認候者而者不宜趣ニ付、早々認直し、来ル十七日迄ニ御勘定所へ可差出候」と、雛形とおりの絵図面を再提出するよう廻状があつた。この間の事情を推測すると、伊奈役所の担当でもある熊谷宿改革組合ルートから雛形に基づいた村絵図と組

合村絵図の提出が求められ、慌てた忍藩側で再提出を依頼したものと理解される。藩も村方もかなり混乱したことであろうが、最終的には雛形とおりの村絵図を提出し、改革組合単位でも一紙の絵図を作成することができた。熊谷宿北組については、後述するように、この時に作成されたと推定される村絵図と組合村絵図が現存している。

② 埼玉郡下忍村（忍藩領、行田町改革組合）

同じ忍藩領でも行田町組合に属する埼玉郡下忍村では、熊谷宿北組のように伊奈代官所との調整も不要であつたためか、六月十三日付の山田役所の触書が十五日に佐間組割役の山崎佐左衛門から伝達された。それに続き、大塚村と同様に六月十六日付と六月二十二日付の忍藩代官所からの廻状が届いた。⁽³⁵⁾その後一ヶ月以上記録を欠くが、七月二十五日付で、栗橋宿に滞在している山田茂左衛門手代から羽生町、谷郷、中山道熊谷宿の役人宛、つぎのよつた廻状が届いた。

其町々八州御改革寄場埼玉郡村々之分、兼而絵図面取調置候様相達置候間、右之分并領中絵図面別紙振合之通相認置、我等共近日之内罷越候間、着次第村限り絵図并領中絵図共早々可被差出候、尤羽生領之分ハ羽生町場ニ而取調候間同所江差出、忍領之分ハ谷郷ニ而取調候間同所へ差出候積リ相心得、右領内村々へ不洩様通達いたし可被申候、且又其節給々三判持參罷出候様可被申通候

但、給々役人不残出候二者不及、役人共之内申合壱両人罷出、印形ハ不残持參可被致候

右之通相心得、都而差支無之様、兼而用意致置可被申、尤罷越候

日限之儀ハ追而申達候様可致候、此廻状早々順達、其留町最寄（寄

脱力）場より可相返候、以上

申七月廿五日

栗橋宿御用先

山田茂左衛門手代

岩田満作 印

高橋嘉蔵 印

人足継計 新川通村 上大越村

羽生町 谷郷 中山道熊谷宿

右役人中

追而、熊谷寄場埼玉郡村々之分、谷郷ニ而取調、別段熊谷宿へ

不罷越候間、可被得其意候、以上

この廻状によると、山田役所の代官手代は「村限り絵図」と「領中
絵図」の提出を求めていたことが分かる。ここでも「別紙振合之通」
と何らかの作成要領が添えられていたことがわかる。「領」は、用水
や鷹場組合などとも絡んだ改革組合村とは別の村連合であるが、この
場合は、羽生領は羽生町場村組合、忍領は忍藩が独自に調査を実施し
た忍藩城付地を意味しているのであろう。興味を引かれるのは追書に
ある「熊谷寄場埼玉郡村々」の扱いで、忍藩領村々とともに谷郷で調
査するとしていることである。さきに大塚村に出された山田役所の触

書から、改革組合単位が優先されたものと推測したが、実態は極めて
複雑であったことを示している。その後、八月十二日には国絵図調査
に伴う諸入用割合の廻状が出されているので、七月二十五日の廻状と

おりに絵図の徵収が行われ、国絵図調査は終了したのであろう。

③ 埼玉郡上大増村（岩槻藩領、岩槻宿東組改革組合）

つぎに埼玉郡南部の岩槻藩領上大増村の実情をみておこう。³⁶ 岩槻藩
領では独自調査の形跡が見当たらないが、幕府法令の伝達の箇所で紹
介した四月二十八日付岩槻会所触書に代官手代への提出を命じている
ので、これが藩の意思表示になつてはいるのであろう。上大増村では、

改革組合親村の実ヶ谷村から六月十三日付の山田茂左衛門役所の触書
が同十七日に伝えられ、さらに組合村々の絵図面取調のため出役が組
合三四か村を廻村するので準備をするよう廻状があつた。追いかける
ように六月二十日の廻状で、絵図の描き方について二十二日に会合を
もつ廻状がきている。これによると、絵図の大きさは美濃紙一枚で、
雛形の写しを隣の岩槻宿西組から手に入れていたことがわかる。岩槻
宿西組は足立郡小深作村が親村で、足立郡辻村の項で紹介した伊奈役
所の触書にも掲載されているので、ここでいう雛形は伊奈役所のもの
であろう。なお、同じ山田役所の担当地域であるが、上大増村では組
合村を単位とした絵図作成の記録は見当たらない。

（4）中村八太夫役所の担当地域

① 多摩郡下師岡村（旗本新見氏知行所、青梅町改革組合）

下師岡村については、国絵図調査を命じる勘定奉行申渡が天保七年
正月六日に伝達されていたことを、幕府法令の伝達の項で紹介した。
その後しばらく動きがなく、半年以上も経つた七月朔日になつて、よ

武藏国における天保國絵図の調査過程

うやく國絵図調査のための廻村を伝える中村八太夫役所の六月二十一日付の触書が届いた。^(金)伊奈、山本、山田の三代官よりは九日ほど遅れた日付であるが、内容は同じで、中村役所の担当は多摩・橋樹・桂原・久良岐・都筑の五郡であつた。この触書とともに、六月二十五日付で代官江川太郎左衛門からつぎのような触書が出された。

今般御國絵図調被仰出候ニ付、武藏国多摩郡村々御料私領寺社領共、中村八太夫手附手代追々廻村いたし取調候間、其村々之儀、出役之もの差図請諸事差支無之様可取計候、且右之趣最寄私領寺社領村々へ不洩様其村々より可申達候、廻状名王令請印早々順達、従留可相返候、以上

申六月廿五日 江川太郎左衛門役所

下師岡村は旗本知行地であるが、幕府の法令などは江川役所から伝達されており、この触書は國絵図調査に協力するため支配代官が出したものといえる。

その後しばらく史料を欠くが、七月二十三日から二十七日の間と推測される次に掲げる羽村名主書状には、絵図の描き方について興味深い記述がある。その中で「ひな形ニ而被仰渡候儀にハ無之」と明記しているので、中村役所では当初の触書はもちろん、山本役所のように廻村の直前になつても雛形が示されることがなかつたようである。

一、川附村々ハ、當時之川瀬を有之まゝニ書記し可申事
一、元禄已來御高入ニ相成候田畠之分ハ、其場所相訛リ候様書加
ヘ之事

一、村連（道カ）大道のミニ而宜様子ニ申候

一、堺ヶ村四方共隣村境をくわしく書記可申事

一、元禄已來御高入并川瀬道筋等変地有之村々ハ其村方計組合、皆畠場杯ニ而変地無之村方ハ其村方計組合堺紙連々書面差上候

尤、無民家持添ハ格別、役人有之分ハ何給にても調印之事

一、村絵図美之紙堺枚、奥文言ハ一村み之紙四ツ切程、左之下へ
継添左之通

（中略）

右之通御心得迄御達し申上候、尤ケ様成ひな形ニ而被仰渡候儀にハ無之、柴崎其外ニ而差出候振合心覚書面候迄ニ御座候、都而念

入いろわけも沢山にてハ不宜、都而手かるき方ニ可有之哉奉存候

（中略）

羽村名主□二郎

青梅町御役人中

この書状では、二十三日に調査のあつた柴崎村などでの先例をもとに、村絵図の描き方をつぎの六箇条にまとめてある。①川附の村では「川瀬」、すなわち川底の浅いところをありのままに記す。②元禄以降に高入れされた田畠はその場所がわかるように書く。③村の道は大道だけ記入すればよい。④村の四境を詳しく記載する。⑤元禄以降に高入れや変地があつた村と変化の無かつた村とを、それぞれ一紙にまとめる役人連印の書面を提出する。これは、おそらく次項で紹介する蔵敷村等から提出された書類を指しているのであろう。⑥村絵図の大きさ

さは美濃紙一枚で、左下に村名・役人名を記載する。そして、色分け

も少なくし「都而手かるき方ニ可有之哉」とされている。しかし、元禄以降の土地の変化を把握するという、天保国絵図の調査目的はしっかりと把握した対応といえる。なお、中略部分の廻村日程をみると、柴崎村組合が七月二十三日、榎戸新田無組合が二十五日、手紙の差出者の羽村が二十六日、宛先の青梅が二十七・二十八日となつていて。

(2) 多摩郡蔵敷村（幕府領、所沢村改革組合）

多摩郡蔵敷村でも、担当代官である中村八太夫役所の触書が出され以前、六月十二日付で代官山本大膳の調査協力依頼の触書が出ている³⁸⁾。山本は蔵敷村を支配する代官があるので、その立場から管下村々に触れ出したのである。文言は少し異なるが、内容は江川太郎左衛門が下師岡村へ出したものと同じである。

これに続き、中村役所から国絵図調査の開始を伝える六月二十四日

中村八太夫様

天保七申七月
蔵敷分（村役人名省略）

外村々連印

御手代中川順八様
御手附富田錠之助様

付の触書が七月四日に届いた³⁹⁾。内容は、他の代官と同様であるが、宛先は荏原郡の品川宿以下五宿村、橋樹郡の川崎宿以下三宿、久良岐郡の町谷村、多摩郡の小野路村以下一四宿村が明記され、いずれも改革組合の親村である。ところが、蔵敷村の親村である入間郡所沢村は含まれていない。所沢村改革組合は、入間郡三七か村と多摩郡の一〇か村から構成される。蔵敷村の場合は、後述するように多摩郡田無村組合の榎戸新田で絵図を提出している。ここでも郡域を超えて改革組合が構成されているが、村絵図の徴収では担当代官の郡が優先されていることがわかる。ただし、組合村絵図の作成などに関する史料は確認

できていない。

蔵敷村では、その後の対応についてはしばらく記録がないが、七月二十五日に田無宿組合の榎戸新田で、村絵図とともに、元禄以降の土地変化に関するつぎのような届書を提出している。

乍恐以書付奉申上候

多摩郡左之村々役人共一同奉申上候、此度御国絵図御取調為御用御出役被遊、被仰渡之趣承知奉畏候、私共村々之義ハ元禄年中以來新田御高入之分川筋変地仕候場所取調候処、別紙絵図面之通相違無之、勿論道筋寺社入狂ひ候義無御座候、依之此段以書付奉申上候、以上

武州多摩郡奈良橋村（村役人名省略）

天保七申七月

蔵敷分（村役人名省略）

外村々連印

御手代中川順八様
御手附富田錠之助様

この証文は「里正日記」に同文のものが二通収録されている。ただ差出人が、一通はここに掲載したように「奈良橋村」と「蔵敷分」の連名であり、もう一通は「蔵敷村」だけである。また、同時に提出された村絵図には「村高弐百三拾弐石九斗弐升五合三夕 奈良橋村」と並んで「享保年中」と添書して「村高弐百拾五石七斗四升五合四夕 枝郷蔵敷分」とみえ、「新田」分は色分けで明示されている。おそらく、

武藏国における天保國絵図の調査過程

享保期に開発された「蔵敷」を、一村として扱うか奈良橋村の枝郷として位置づけるか検討されたことが推測される。因みに、天保郷帳では、奈良橋村が四七一石七斗七升六合で蔵敷の地名もない。この書類は、他の代官担当地域では見られなかつたものであるが、中村役所の担当した多摩郡は享保期に広大な武藏野新田の開発があつたので、こうした書類が作成されたのである。

三 熊谷宿北組の村絵図と組合村絵図

武藏国の国絵図調査に当たつた四代官それぞれの地域における調査の過程を、触書や廻状などからみてきた。つぎに現存する絵図そのものについて検討を進めることにする。

天保国絵図調査に関する絵図がよく残つているのは、熊谷宿北組改革組合である。その惣代を勤めた肥塚村東家文書に、二〇か村分の村絵図と組合村絵図の下書きと推定される絵図がある。⁽⁴⁰⁾ 熊谷宿北組合は、さきに埼玉郡大塚村の項でみたように、埼玉郡一四、大里郡一三、幡羅郡一一か村と郡域が入り組んでいる。四代官の分担からすれば、大里・幡羅の両郡が伊奈役所、埼玉郡が山田役所の担当であつた。

現存する二〇か村分の絵図の概要是、次頁の表のとおりで、それが四四頁の図1の池上村絵図である。大きさはいずれも美濃紙一枚に相当する二八×四〇cm前後で、小曾根村だけが横が五一cmと少し横長である。作成者は、名主・組頭の連名で、相給村落においては惣代の村役人が署名している。署名の位置を基準に画面上方の方位を調べ

ると、南がほとんどで、北は一村のみである。画面はラフな塗りではあるが、ほとんどが着色され、色分けの凡例は村により相違もあるが、基本となるのは田畠・道・川の三項目であつた。これは、伊奈役所の離形と同一である。田畠は黄色に描かれ、池上村以外は田と畠の区別がない。道は、赤色で描かれるのが原則で、名称が付されていることが多い。川には、用水堀などが含まれることもあり、青または紺が使用されている。用水の取水口に堰の図が描かれ、名称の記入されているものも多い。そして、川と道路の交差点には橋が描かれ、その他、河原や境界などを凡例に含んでいる村もある。凡例はないが、絵図の最も重要な記載物は、民家と寺社である。民家は屋根型の表示で、その記載数は下久下村や川原明戸村・玉井村のように文書記録の数とほぼ一致するものもあるが、ほとんどは現実の数よりは少なく、「居村」と明示している例もみられる。民家の多くは、往還沿いか河岸段丘とおぼしき川沿いに描かれており、集落の位置は充分に写し取られている。寺社は、どの村でも必ず描かれる必須調査項目で、宗派と朱印地の注記がある。また、久下村の「申新田」、柿沼村の「馬草場」、代村の「入合原」、大麻生村の「林地」や「境権木」など、天保郷帳調査で書上げの対象となつた新田や開発可能地の記載が注目される。その他、佐谷田村と久下村の「荒川堤」、上中条村や「利根川堤」、小曾根村の「埼玉郡塚」などがあつた。こうみてくると、予め離形の配布された伊奈役所が担当した大里郡や幡羅郡の村々でも、提出された絵図の記載内容はかなり区々であったことがわかる。⁽⁴¹⁾

熊谷宿北組の村絵図一覧

部	村 名 (文書番号)	支 配	村高 (家数)	記載家数 画面	色 川、堀 道	分 凡 例	その他の記載	
							寺	社
1 佐谷田村 (162)	忍	2024	17(124)	南 白	赤(中山道)	黄(荒川、元荒川、星川、野水、 木の詫入、水門、橋	その他の凡例・備考	寺 御堤
2 河川村(135)	忍	92	31(44)	南 黄	茶(中山道)	元荒川水渓、 水(荒川筋、古川)	河原(灰)、田はナシ	真言宗永福寺、 真言宗長惟寺、天台宗福藏寺
3 入下村 (165)	忍	1138	54(112)	ナシ 黄	赤(中山道)	赤(荒川、元荒川)	河原(灰)	真言宗觀音寺、八幡社 御朱印三舍石神宗東竹院、 真言宗普門寺、臨
4 代村 (168)	旗	600	64(73)	南 黄	赤(熊谷宿ヨリ妻沼 道)	水(玉井堰用水)	村境(黒)、民家(緑)、 飛地(白)、田畠の凡例	御朱印地釋宗東善寺、 弥陀堂、神明、諏訪、 原、入合
5 下久下村 (164)	忍	80	38(38)	南西 黄	紫(中山道本道)	船(荒川、古川)	ナシ 河原(黒)、悪水(緑)	八幡社 三嶋明神、弥陀堂
6 大麻生村 (171)	幕・大・ 旗	546	55(85)	南 黄	赤(秩父道)	船(大麻生堰、玉井堰、大 麻生堰、荒川切込)	船(水)	慈家宗正光寺、真言宗宝蔵寺、赤城社、靈ノ宮、 森地、境
7 川原町云村 (174)	大	230	57(60)	南 黄	赤(秩父道)	青(荒川本瀬、奈良堰用水路) 玉井堰用水路、大麻生堰用水路)	堤(緑)、河原(灰)	新田 (寺社無し)
8 林 (175)	旗	40	5(12)	南 黄	茶	船(玉井堰用水路)	林(緑)	原、居村 (寺社無し)
9 中奈良村 (157)	大・ 旗8給	1975	20(152)	南 黄	赤(名称無し)	水(名称無し)		慈家宗正光寺、真言宗宝蔵寺、赤城社、靈ノ宮、 森木
10 四方寺村 (159)	旗	316	11(21)	西 黄	赤(中山道、熊谷宿 より上州篠林谷邊)	青		川原山 居村
11 奈良新田 (161)	幕・ 旗	504	23(35)	南 黄	赤(熊谷より妻沼道)	青(奈良堰用水、悪水)	村境(黒)、民家(緑)	真言宗西福寺、アタコ(愛宕)
12 櫛沼村 (167)	旗3給	517	55(75)	西 黄	赤(熊谷道)	船(三崎堀、用水)	村境(黒)、民家(緑)	御朱印地真言宗龍昌寺、地蔵堂、雀宮 馬草場
13 玉井村 (169)	幕・ 旗3給	1392	10(108)	南 黄	赤(中山道)	船(玉井堰用水、奈良堰用水、 悪水)		御朱印地真言宗龍昌寺、地蔵堂、雀宮 馬草場
14 久保鳥村 (170)	旗3給	1317	6(75)	西 黄	赤(中山道)	船(玉井用水、大麻生堰用水、 悪水瓶)		御朱印地真言宗龍昌寺、地蔵堂、雀宮 馬草場
15 三ヶ尻村 (172)	大・ 旗6給	1349	26(86)	北	(八幡山道、寄居道)	奈良堰用水(水瓶) 黒(小宮用水、悪水落、用水、 田畠の区别あり)	色分凡例無し	御朱印地真言宗龍昌寺、 天台宗大光寺、天台宗尊乘院、 天台宗龍溪寺、觀音、山之神 真言宗延命寺、田中神社、八幡社、神明
16 池上村 (154)	忍	1060	54(63)	南 黄	赤(羽生町道、熊谷 道、行田明道、野道)	洗堰、(名称無し)	船宗梅岩寺、真言宗光明院、岩倉大明神、高 麗椎現、稻荷、觀音	御朱印地真言宗龍昌寺、 天台宗大光寺、天台宗尊乘院、 天台宗龍溪寺、觀音、山之神 真言宗延命寺、田中神社、八幡社、神明
17 小曾根村 (156)	旗3給	327	44(25)					御朱印地真言宗龍昌寺、 天台宗大光寺、天台宗尊乘院、 天台宗龍溪寺、觀音、山之神 真言宗延命寺、田中神社、八幡社、神明
18 南河原村(158)	忍	2068	36(98)	南 黄	黄土 茶(名称無し)	灰		御朱印地真言宗龍昌寺、 天台宗大光寺、天台宗尊乘院、 天台宗龍溪寺、觀音、山之神 真言宗延命寺、田中神社、八幡社、神明
19 戸出村(163)	忍	596	4(32)	南 黄	赤(熊谷宿、葛和田 道、酒巻村河岸道)	青		御朱印地真言宗龍昌寺、 天台宗大光寺、天台宗尊乘院、 天台宗龍溪寺、觀音、山之神 真言宗延命寺、田中神社、八幡社、神明
20 上中条村 (160)	大・ 旗7給	3117	25(183)	南				利根川除 堤

1 村名に付した数字は、東家文書の番号(村名は原本確認により修正したので東家文書日録と異なるものもある)。2 支配は、絵図の記載より作成、「忍」は忍溝、「大」はそれ以外の大名領、「幕」は幕府の代官所、「旗」は旗本知行を示し、数字は旗本番号。3 村高及び持田内家の数は、「武威國改革組合村々石高・家数取調書」(新編埼玉県史 資料編14附録)による。4 凡例は、絵図に色分凡例として掲げられた事項で、道と川・堀の相違内の名称は絵図に記載されたものである。5 その他の記載は、寺社名を中心に絵図に文字で記載された内容を収録した。

武藏国における天保国総図の調査過程

四四

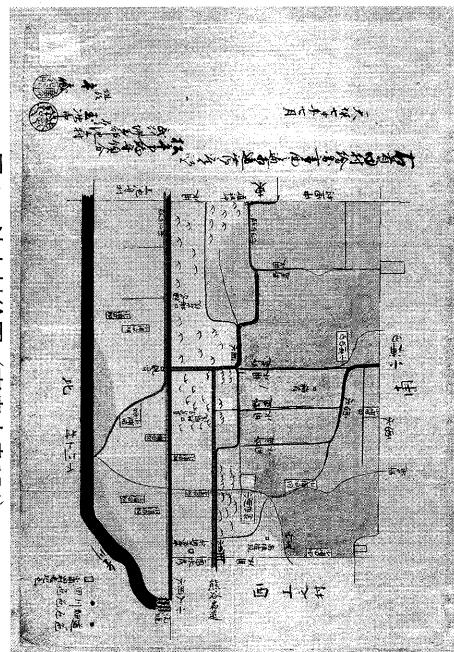


図1 池上村絵図（東家文書154）



図2 熊谷宿北組合村絵図（東家文書152）

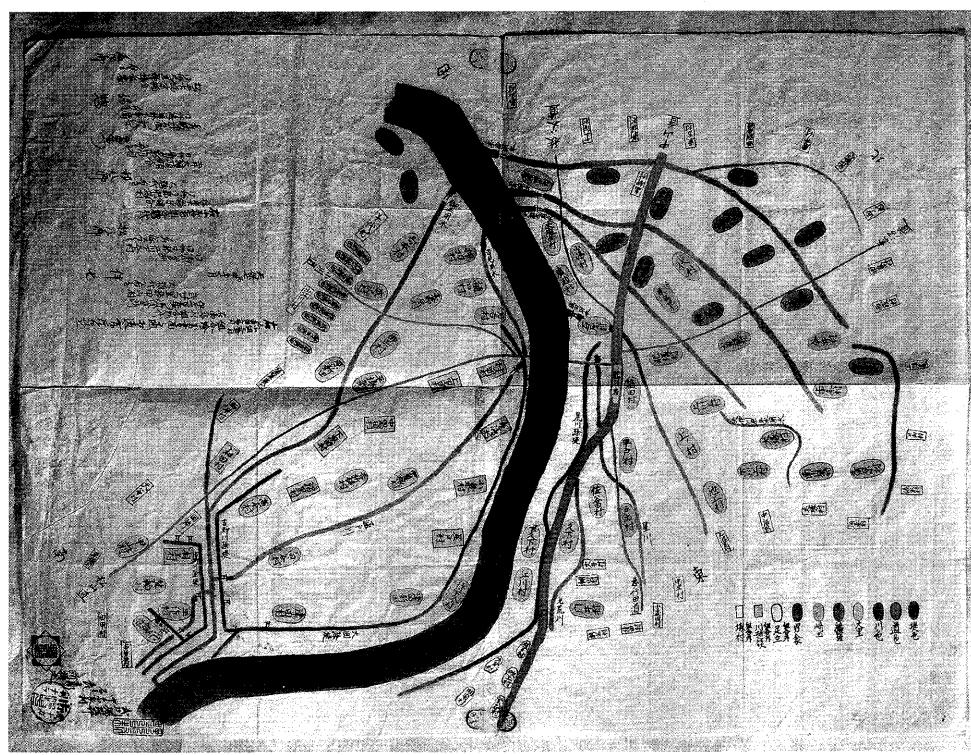


図3 熊谷宿南北組合村絵図（野中家文書8206）

東家文書には、これら村絵図をもとに改革組合村単位に作成した組合村絵図の下書きとみられるものがある(図2)。⁽⁴²⁾大きさは美濃紙一枚で、小判形の枠に村名を記入し、赤(埼玉郡)、小豆色(幡羅郡)、色無し(大里郡)と郡別に色分され、山田役所が担当した埼玉郡と伊奈役所担当の大里郡・幡羅郡の村々が一紙にまとめられていることが確認できる。そして、それらをつなぐように道路が朱色、河川(用水)が青色、荒川左岸の「大圃堤」と利根川右岸の「利根川大圃堤」などが道と同じ朱色で描かれている。熊谷宿や「新田道」「忍道」「松山道」「秩父道」の道路、「奈良堰用水」「玉井堰用水」「大麻生堰用水」「成田堰用水」「小富堀」の用水の名称は、付箋で示されている。

さらに幸いなことに、天保七年七月付の熊谷宿南北組合村の絵図が下奈良村野中家文書にある(図3)。⁽⁴³⁾大きさは五四・四×四〇・〇cmと、美濃紙二枚継である。作成者は、北組が大惣代肥塚村名主邦八郎・上川上村名主三郎右衛門・下奈良村名主弥惣・熊谷宿名主藤四郎の四名、南組は大惣代甲山村伴七・江川下久下村松次郎の二名であった。このなかで、北組の大惣代肥塚村邦八郎が大量の天保村絵図を伝えた東家である。右下に下奈良村野中彦兵衛所持があるので、この図は熊谷宿南北改革組合村で作成した絵図を野中家で写し取つたものと推測される。さて組合村絵図をみていくと、村名は小判形の中に記入され、凡例で大里郡は黄色、幡羅郡はくすんだ緑色、埼玉郡は桃色、男衾郡は小豆色と郡別に色分が示されている。周辺の組合外の村は、境を接する村は墨線の四角枠、足立郡は赤枠、自藩領だけで組合村を構成した

川越藩領村は黄色の四角枠で区別されている。この他、凡例で示されているのは、道が赤色、川が水色、堤が緑色となつていて、画面中央に荒川が描かれ、元荒川は用水と同じ表現である。用水としては、奈良・御正などの六堰用水が描かれ、取水口には樋門の位置が示されている。道路は、中山道熊谷宿を中心に、妻沼道、忍行田道、秩父道、松山道、小川道が書き込まれている。堤は、荒川左岸の除堤、右岸の大圃堤が描かれ、その南側に吉野川両岸の除堤とそれに直角に交差する横手堤などが縦横に描かれている。

このように見てくると、道路の名称で新田道が妻沼道になるなど一部の変更はあるが、総体的に考えれば、さきの東家文書の北組合絵図と同系統の絵図の写本と見なすことができる。なお、組合村絵図としては、このほかに熊谷宿北組の北辺につながる妻沼村組合のものが幡羅郡上江袋村の長嶋家文書にある。⁽⁴⁴⁾大きさは四〇・〇×五四・三cmの美濃紙二枚継で、二六か村組合大惣代上江袋村作左衛門が作成者になっている。小判形に村名を書き、道は赤色で熊谷宿往還・深谷道・本庄道、川は紺色で利根川・小山川・丈方川・江袋溜井用水と羽生領用水堤、堤は草色で利根川除堤・江袋堤・雉子尾堤などが描かれ、熊谷宿南北組合村絵図と同内容の図である。

まとめ

本稿では、四人の幕府代官により実施された武藏国の大保國絵図調査の実態を、各地に残る史料をもとに検討してきた。つぎにその結果

武藏国における天保国絵図の調査過程

をいくつかの項目に絞つてまとめておこう。

①幕府の法令伝達は、旗本知行地では天保七年正月頃、藩領では同年四月頃に確認できる。武藏国では四人の幕府代官が現地調査を実施したが、その方針は同年四月頃までには確定していた。四代官の調査開始の触書は、天保七年六月十二日の伊奈半左衛門を皮切りに、同月二十一日までに相次いで改革組合の親村宛てに出された。各代官の調査担当地域割は、この触書で郡単位に明示された。伊奈半左衛門が足立・横見・比企・大里・男衾・幡羅・榛沢・那賀・児玉・賀美の一〇郡、山本大膳が豊嶋・入間・新座・高麗・秩父の五郡、山田茂左衛門が埼玉・武州葛飾の一郡、中村八太夫が荏原・多摩・橘樹・都築・久良岐五郡であった。

②調査の実施方法は、改革組合単位に各村の村絵図を作成し、廻村してきた代官の手代・手付に提出させた。改革組合の親村が調査担当

代官と各村の名主を結ぶ重要な結節点となつた。しかし、藩領では藩が独自に実施する調査もあり、各村は藩用と幕府代官用の二通りの村絵図を作成した場合もあつた。忍藩領では、忍周辺の城付地では、担当代官の山田役所との調整の結果、藩が調査に当たり絵図の徵収を図つたが、雛形の問題など齟齬も大きかつたようである。同じ忍藩領でも、城下から離れた秩父地方では、藩の独自の調査は確認できない。川越藩領では、改革組合が領内だけで編成されるという特種な地域であり、調査に対しても藩郡代所が役人を派遣して積極的に対応した。岩槻藩では、データが少ないと藩独自の調査は確認できない。

③改革組合村を単位に国絵図調査を実施したことは、小規模の旗本知行や相給村落の多い武藏国で、個別の領主支配を超えた広域的な調査を実施するには効率的な手法であつたが、問題も生じた。たとえば、足立郡の武藏一宮氷川神社では、寺社奉行所直支配の由緒を理由に、勘定奉行所支配の代官へ絵図を提出することに強く抵抗した。また、改革組合村が郡域を超えて設定されていた場合は、郡単位で定めた四代官の調査地域と一致しない箇所が生じた。その具体例を、熊谷宿北組や武藏野新田にみると、最終的には郡域を超えた組合村絵図も作成されていた。この間の調整を行つていたのは、おそらく改革組合の親村であろう。なお、埼玉県域に関わる五三組合についてみると、郡域を超える組合が二八、国絵図の調査の代官が異なるのが一五にのぼつていて⁽⁴⁵⁾いる。

④実際の調査に当たつては、絵図の雛形の存在が村々の関心を集めたようである。伊奈役所が調査開始の触書に絵図の雛形を付けていたことはすでによく知られていたが、山本役所でも廻村間近に出された先触に絵図の雛形が付けられていたことが判明した。しかも、それは伊奈役所の雛形と同じではなく、地域に対応したものであつた。山田役所、中村役所については、雛形の交付を確認できなかつた。

⑤天保国絵図調査に際して村方で作成した絵図は、天保国絵図に対し「天保村絵図」とでもいべき各村の絵図と、組合村単位で作成した「組合村絵図」であった。秩父大宮郷の例では、両図を代官手代に

提出している。村絵図と組合村絵図、そして国絵図との関連は、熊谷宿北組の両控図を見比べると、必ずしも村絵図の情報を集積させたのが組合村絵図とも言えないようである。逆に、組合村絵図は元禄国絵図の写などをもとに、村絵図の最新情報を取り入れながら作成していったのではないか。道路・河川・用水・寺社・集落の立地など

詳しい情報は、四年前に成立している天保郷帳と対になり、個別の領主支配を超えた幕府側の基礎資料として微収されたのである。詳細な村絵図の情報は、四年前に成立している天保郷帳と対になり、

註

- (1) 最新の研究状況は、国絵図研究会編『国絵図の世界』(柏書房、二〇〇五年)に詳細な文献目録がある。
- (2) 川村博忠氏「天保国絵図・郷帳の成立とその内容」(山口大学研究論叢三〇号、一九八〇年。のちに同氏著『江戸幕府撰国絵図の研究』古今書院、一九八四年に収録)。川村氏には『国絵図』(吉川弘文館、一九九〇年)もある。
- (3) 藤田覚氏「天保国絵図の作成過程について」(『東京大学史料編纂所報』一五号、一九八〇年)
- (4) 小野田一幸氏「天保郷帳・国絵図の改訂調査とその問題—近江国を事例に—」(『千里山文学論集』三九号、一九八九年)
- (5) 杉本史子氏「天保国高・国絵図改訂事業の基礎過程」(『人民の歴史学』一〇六号、一九九〇年。のちに同氏著『領域支配の展開と近世』山川出版社、一九九九年に収録)
- (6) 千川明子氏「天保上野国絵図控図の記載内容について」(『双文』八号、武藏国における天保国絵図の調査過程

一九九一年)

(7) 福島雅藏氏「天保国郷帳・国絵図の調進と在地村落—御三卿上方領を中心として—」(『花園史学』一七号、一九九六年)、同氏「河内国天保国郷帳・国絵図の調進—村方史料を中心として—」(『地方史研究』二八一号、一九九九年)。いずれものちに、同氏著『近世畿内政治支配の諸相』和泉書院、二〇〇三年に収録。

(8) 龍野市立歴史文化資料館『描かれた龍野—絵図の世界』(一九九一年) (9) 荒井顯道編纂・瀧川政次郎校訂『牧民金鑑』(刀江書院刊)下巻、一二六~一二七頁

(10) 註5の杉本史子氏論文。同氏によると、三河国ではすでに天保三年九月から四年三月の間に、幕府勘定所が国高調査と合わせて国絵図の改訂作業を行っているという。

(11) 天保五年「御用留」(東京大学法学部法制史資料室所蔵大塚村記録、県立文書館所蔵複写本C397)

(12) 天保六年「御書付写」(県立文書館所蔵野中家文書八七九)

(13) 天保七年「御用留」(青梅市史史料集)三一号)

(14) 埼玉郡上大増村杉崎家文書(『春日部市史』近世史料編IV)

(15) 因みに、過去の国絵図調査における武藏国担当はつぎの通りである。

正保のときは、川越藩主松平信綱、忍藩主阿部忠秋、岩槻藩主阿部重次の老中クラス三大名と関東郡代伊奈忠治(註2川村博忠氏『国絵図』七六頁表2)、元禄のときは、幕府の国絵図担当の若年寄井上正岑、大日付安藤重玄、町奉行松前嘉広、勘定奉行久貝正方の四名で、同じメンバーが伊豆、相模、安房、上総の関東諸国を担当し、畿内では河内が同様であった(同前、一二一頁表4)。

武藏国における天保国絵図の調査過程

- (16) 天保七年「御用日記」(『世田谷区史料叢書』第五巻)
- (17) 以下、平柳領辻村での調査は、天保七年「御用書留帳」(『鳩ヶ谷市史』史料六 肥留間家文書五所収)による。
- (18) 天保七年正月「御触書留帳」(県立文書館収蔵厚沢家文書一三〇)
- (19) 天保七年七月朔日「差上申一札之事(絵図調廻村請書)」(県立文書館収蔵若谷家文書一〇九二)
- (20) 天保七年六月「御触書之写」(矢部(弘)家文書、県立文書館所蔵県史CH三五一一)。触書は註40の葛川絵図研究会のレジュメに翻刻。
- (21) 以下、大塚村での調査については、註11に同じ大塚村記録による。
- (22) 小川村組合については、太田富康氏「文政改革における小川村組合の編成と先行する組合村」(『埼玉県立文書館紀要』第四号、一九九〇年)
- (23) 天保七年六月「口上覚(元禄度国絵図御改ニ付伺書)」(県立文書館収蔵西角井家文書二七七三)
- (24) 氷川神社、とりわけ西角井家の「寺社奉行直支配」意識については、鞍矢嘉史氏「幕末維新时期における神主の「支配」認識——「寺社奉行直支配」意識に着目して——」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第四九号第四分冊、二〇〇四年)で、嘉永期における社領人別支配や海岸調査を素材に検討されている。
- (25) 天保五年十二月「武藏国足立郡之内郷村高帳」(県立文書館収蔵西角井家文書五二二一)
- (26) 天保七年七月「乍恐以書付奉願候(國絵図御改ニ付社領絵図面差出猶予願)」(県立文書館収蔵西角井家文書一九四二)
- (27) 東角井家「天保七年日記」(『大宮市史』資料編二)
- (28) 氷川神社関係の絵図としては、註41に掲げるよう高鼻村の社中絵図を

はじめ、社領の上落合村・小村田村・新開村などの絵図が数多く残されているが、差出人や図様が微妙に異なっている。

(29) 以下、秩父大宮郷での調査については、天保七年「御用日記」(秩父市立図書館所蔵松本家文書、県立文書館所蔵複写本CH33333)による。なお、杉本史子氏は、前掲註5の論文で、大宮郷でも伊奈役所と同じ雛形が使用されたとしているが、本稿で詳述するように山本役所では独自の雛形が提示されていた。

(30) 天保七年「秩父神社日鑑」(秩父神社所蔵、県立文書館所蔵県史CH一四四一六)

(31) 天保七年「御用日記留帳」(県立文書館収蔵林家文書一六〇三)

(32) 川越藩の改革組合村編成に対する対応については、高橋実氏「文政取締改革をめぐる幕府と川越藩の対立の位相」(『群馬文化』二二二号、一九九〇年、のちに同氏著『幕末維新时期の政治社会構造』岩田書院・一九九五年に収録)

(33) 以下、大塚村での調査については、天保七年「諸御用向廻状写」(県立文書館収蔵松岡家文書一一九)による。

(34) この触書で宛先とされた改革組合を構成している村の所属する郡を「武藏国改革組合村々石高・家数取調書」(『新編埼玉原史』資料編14附録)で具体的にみると、足立郡桶川宿組合は六〇か村のうち高虫・上平野・柴山など一九か村が埼玉郡、足立郡鴻巣宿組合四三か村も、郷地・北根など二二か村が埼玉郡であった。熊谷宿組合は、南組三二か村は男衾・大里両郡すべて伊奈役所の調査地域であったが、北組三八か村は、埼玉郡一四か村が山田役所、大里郡一三か村と幡羅郡一か村は伊奈役所と調査担当が入り組んでいた。

(35) 以下、下忍村での調査については、天保七年「御用留」（島崎家文書、

県立文書館所蔵県史CH四二十九）による。

(36) 以下、上大増村での調査については、註14と同じ杉崎家文書（春日部

市史『近世史料編IV』）による。

(37) 以下、下師岡村での調査については、註13と同じ天保七年「御廻状留帳」

（『青梅市史史料集』第三二号）による。

(38) 以下、藏敷村での調査については、天保六～七年「里正日記」（内野家

文書、県立文書館所蔵県史CH三三六一二六）による。

(39) 中村役所の触書は、さきの下師岡村をはじめ廻り田新田・大沼新田でも六月二十一日付なので（小平市史史料集第四集「御用留」、同第七集「御用留」）、藏敷村の二十四日は誤写であろう。

(40) 県立文書館収蔵東家文書。本史料については、葛川絵図研究会が昭和

六十三年四月三日に埼玉県立文書館で調査したときのレジュメに各絵図の概要が一覧表にされている。

(41) ここで取り上げた東家文書以外で、文書館収蔵あるいは自治体史などで公刊されている天保国絵図調査の村絵図はつぎの通りである。内容的に精粗はあるが、東家文書のものと同質といえる。

足立郡高鼻村一宮社中（西角井家四八二四）、小村田村（西角井家五二二三、五二三三）、上落合村（西角井家五二二四）、新開村（西角井家五二三四、五二三五、五二三六、五二三七、五二三八、五二三九）、高畠村（若谷家一二七四）、羽貫村（加藤家二四四〇、二四四一、二四四四）、内宿村（加藤家二二〇三）、新兵衛新田（飯島徳氏収集七六六）、
新座郡原ヶ谷戸村（『新座市史』近世資料編口絵）

入間郡龜窪村（大井町立郷土資料館「絵図にみる大井の村むら」展示）

比企郡下井草村、釣無村（川島町史 資料編近世1）、宮前村（鈴木庸家

一〇〇六）、角泉村（鈴木庸家九九九）、高野倉村（高野倉歴史と史

料』口絵）

男衾郡野原村（杉田家八二七、八三一）

埼玉郡笠原村（鴻巣市史通史編口絵）

下総国葛飾郡下柳村（小林家二六二〇）

(42) 県立文書館収蔵東家文書一五一

(43) 県立文書館収蔵野中家文書八二〇六

(44) 県立文書館収蔵長嶋家文書二九八九。この絵図は、元来の表題が無く、目録では「荒川通用水堰組合村々絵図」と編者が付しているが、本文で述べたような内容から天保国絵図調査の際に作成された組合村絵図と推定した。

(45) 「埼玉県の歴史」（山川出版社・一九九九年、一二二四頁）